

緑の保全分科会（所見1）

海老澤 長五郎

- 1) 地主と市民団体の間では話し合いは難しいので、間に行政が入って貰い先に実績作りをし、モデルとして拡大していく。
- 2) 緑化保全には最低限の費用が必要である。その費用を「緑の基金」から活用すればよいのでは・・・。
- 3) 緑の保全をする為に多くの自治会に働きかけ、ボランティアグループを設立されると良い。

緑の保全分科会（所見2）

川井 秀夫

1 調査の印象

- ◇生駒山・矢田丘陵、遠くは春日の山を遠望し、生駒谷に広がる生駒市南西部の市街化区域は、巨視的に自然に恵まれている。
- ◇市街地における、寺社林・屋敷林・祠（杜さん）に見られる緑地ゾーン、樹林スポットは貴重な保存対象である。

2 寺社林の保存について

政教分離の観点から、行政面から積極的な介入は難しいと思われる。
景観法・保存条例等ハードなものでなく、地域住民・地権者にソフトな手法で、理解を求める必要がある。

3 屋敷林

名木・巨木が多く見受けられる。市の指定木として（条例の有無はどうか）恒久的な保存対策はとれないか。
地主に対する理解を求め、利害が生じる場合は、補償問題も視野に入れる。

4 叢林帯

意外と起伏が多く、半ば放置された私有地も目につく。行政指導に当たり、地主の意志を尊重し、税負担（固定資産税）の減免を考える。

5 祠

住宅開発により埋没したものもあるが、杜さんの畏れの対象であり、自治会を通じ、保存対策を要請する。

「考 察」

- ◆市街地のグリーン・スポットの整備と共に、将来ビジョンとして調整区域・山地との緩衝地帯を含めジョイント構想を練る必要があるのではないか。
- ◆新しい環境基本計画が進んでいると認識しているが、我々の緑地保存活動との整合性、継続性はあるのか。中長期的な施策遂行が必須と思うが。
- ◆今、県外からも生駒の自然・文化・歴史が注目されつつあり、各種イベントも増えつつある。
生駒市には文化遺産のスポットも多く、文化・歴史の切り口から、市民意識を高める必要があるのではないか。

緑の保全分科会（所見3）

山田 勲

ペンディング案件：

市長と地主さんと市民が協定を結ぶかたちをベースに考えてみよう。
（お願いベース以外の方法には下記の方法もあります）。

【市街化区域内に残る緑の保全】

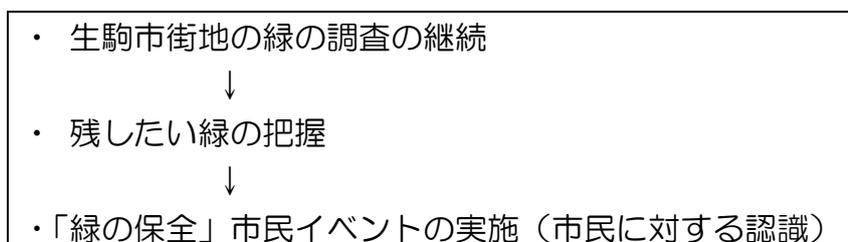
- 1：生駒市全域を景観法に基づく景観計画区域を定める（強制力の付与）。
- 2：生駒市の景観条例を創設する。（先ず基本）。
- 3：都市計画法に基づく地区計画区域を定める（土地区画整理事業については）。
- 4：景観重要樹木の選定（市町村の申し出）をする。
- 5：重要文化的景観の保全・活用に景観法が有効である。
- 6：所得税・法人税の特例（譲渡所得1500万円の特別控除）あり。
- 7：景観重要建築物は相続税の適正評価あり。
- 8：緑化保全協定の為の支援措置（固定資産税の5年間軽減）をする。
- 9：緑化保全協定の為の支援措置（年間管理費の一部補助）をする。
- 10：緑化保全協定の為の支援措置（樹林地の管理を協定でNPOまたは市民団体）
をする。
- 11：生産緑地指定の制度も活用する。

【市街化調整区域内の緑の保全】

- 1：農地転用（農地法4条・5条）の事前管理と事後管理を徹底する。
- 2：景観計画区域又は地区計画で規制・誘導する。
- 3：緑化保全協定の為の支援措置（固定資産税の5年間軽減）をする。
- 4：生駒市里山条例を創設して、（管理を協定でNPOまたは市民団体）がする。
- 5：学校での里山教育として活用する。

緑の保全分科会（所見4）

安田 修三



1. 生駒市街地の緑の調査の継続
 - ① 「杜さん」の現地調査の継続
 - ② 市民の目から見た緑一ポイントを決めて、市街地の緑がどう見えるか。
 - ③ 消えた緑の調査

2. 残したい緑の把握
 - ① 調査した資料をもとに、その緑を区分化する。
 - 主な樹木の種類は何か
 - 面積がどのくらいか
 - 社寺林か私有地か公園か
 - 私有地ならどのように利用されているか（放置されている？ 「杜さん」？）
 - ② 調査資料として記録票作成
 - ③ 地図上に記録

3. 「緑の保全」市民イベントの実施（市民に対する認識）
 - ① 生駒市街地の中に残る緑を、多くの市民に見てもらう。知ってもらう。
 - ② イベントの実施
 - 「杜さんを巡る会」・「社寺（社寺林）を巡るハイク」・「市街地に残る緑を訪ねて」・「河川沿いの緑を訪ねて」・「緑を守るクリーン（ゴミ拾い）ハイク」等
 - ③ イベントに参加した人に、調査資料（地図など）配布し、市民サロン「緑の保全分科会」の活動を知ってもらい、参加してもらう。